

○議事日程（令和２年９月18日最終日）

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第２ | 諸般の報告 | |
| 日程第３ | 認定第２号 | 令和元年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第４ | 認定第３号 | 令和元年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第５ | 認定第４号 | 令和元年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第６ | 認定第５号 | 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第７ | 認定第６号 | 令和元年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第８ | 認定第７号 | 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第９ | 認定第８号 | 令和元年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第９号 | 令和元年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第10号 | 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認定第11号 | 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第39号 | 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第40号 | 養老町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第41号 | 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第44号 | 令和２年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について |
| 日程第17 | 議案第45号 | 令和２年度養老町一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第18 | 議案第46号 | 令和２年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第19 | 議案第47号 | 令和２年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第20 | 議案第48号 | 令和２年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第21 | 発議第１号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について |

日程第22 発議第2号 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求め
る意見書について

日程第23 発議第3号 議員の派遣について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉 田 太 郎

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	藤 田 勝 彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高 橋 正 人	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長 心 得	尾 前 眞 理
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	問 山 剛
産業建設部長兼 建 設 課 長	大 倉 修	特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商 工 観 光 課 長	竹 中 修	産 業 建 設 部 水 道 課 長	近 藤 晴 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 実	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	小 里 克 昌	消 防 長	廣 澤 幸 雄

消 防 総 務 課 長 大 倉 巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 西 脇 直 樹

議 会 事 務 局 書 記 稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和 2 年第 3 回養老町議会定例会を再開に当たり、議員並びに執行部の各位には御多用のところ御出席賜りまして、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱をしますので、全員御起立をお願いします。

傍聴者の皆さんもよろしくお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから令和 2 年第 3 回養老町議会定例会を再開し、本日の議会を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第 1、議事録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 127 条の規定によって、3 番 小寺光信君、4 番 北倉義博君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中には常任委員会並びに決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第 3、認定第 2 号 令和元年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 12、認定第 11 号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての 10 議案を一括議題とし、上程いたします。

この 10 議案は、決算特別委員会に審査を付託してありましたので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 長澤龍夫君。

○決算特別委員長(長澤龍夫君) 決算特別委員会報告をいたします。

去る 9 月 7 日、8 日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和元年度一般会計及び 9 件の特別会計の歳入歳出決算認定について審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたか等を審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるよう努めていただくために行いました。

審査の経過並びに審査の観点は次のとおりであります。

歳入においては、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由、及び収入未済額と、その対処策についての確認審査を行いました。

また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性の確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第2号 令和元年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

議会費の不用額300万円ほどの中身はの問いに対しては、主に議員改選に伴う期末手当等の差額やＣＣネットによる議会放送を年４回から年２回に変更した残額、議員研修の未執行分などという回答でありました。

次に、移住定住促進事業の令和元年度の実績はの問いに対しては、子育て世帯住宅取得支援事業が４件95万円、三世代同居・近居住宅取得支援補助金が23件620万円、若者定住マイホーム取得支援事業補助金が２件50万円、孫育てサポート補助金１件４万5,000円、合計30件769万5,000円であり、移住定住に一定の貢献があったと考えているという回答でありました。

次に、所有者不明土地の固定資産税の不納欠損の件数、金額はの問いに対しては、公示送達分として、不納欠損は26件127万3,231円という回答でありました。

次に、相続をせず、納税管理人等に納付書を送っている件数と金額はの問いに対しては、所有者課税以外のものは396件458万8,437円という回答でありました。

次に、固定資産税の不納欠損のうち、会社が倒産し、破産管財人も解散して、送り先がないのに課税だけしている土地の今後の考え方はの問いに対しては、法律上は課税するのが原則ではあるが、課税を保留している市町もあるため、これからそれらを参考に今後検討したいという回答でありました。

次に、軽自動車税について、明らかに現物がない場合の課税の考えはの問いに対しては、物件課税のため、明らかにないと判断できるものについては、課税保留等処分を行っているという回答でありました。

次に、宅地から畑に地目変更する固定資産税の現況地目の変更の状況はの問いに対しては、現況による課税変更は、毎年行っている。なお、問合せに対しては、現況確認要件をお伝えし、それらを満たした場合に次年度から変更する説明を行っているという回答でありました。

次に、令和元年度の町税のクレジット収納の利用件数、利用率、納付金額はの問いに対しては、町県民税が118件、0.86%、292万7,900円、固定資産税が356件、0.7%で609万5,100円、軽自動車税が133件、1%、95万5,100円という回答でありました。

次に、今後のクレジット収納の見通しと口座振込の傾向はの問いに対しては、今後、

クレジット収納が増えていくと、その分口座振替が減っていくと考えているという回答でありました。

次に、現在の個人番号カードの交付枚数と交付率は。また、今後の普及方法はの問いに対しては、令和2年8月23日現在、交付枚数は3,655枚、交付率12.79%。今後の普及方法については、現行の交付時来庁方式に加え、新たに申請時来庁方式を取り入れる。また、8月より休日窓口を月1回から月2回に増やしているという回答でありました。

次に、予防費の不用額の要因はの問いに対しては、予防接種事業として、小児肺炎球菌、高齢者肺炎球菌、風疹の実績が当初見込みより少なかったことと、健康増進事業として胃がん検診、四種混合の実績が当初見込みより少なかったためという回答でありました。

次に、プレミアム付商品券の前年度繰越しから、補正減、次年度繰越しまでの経緯はの問いに対しては、前年度繰越しについては、電算システム改修に関する事務費を今年度に繰り越したため。補正減については、当初5,450人を見込み、補正予算では2,010人を見込んでいたが、実績は1,489人であったため。次年度繰越しについては、事業者換金及び金融機関手数料の請求が4月以降となるためという回答でありました。

次に、養老公園夜桜ライトアップ事業の委託費の財源内訳と来場者数はの問いに対しては、30年、31年の2か年事業、3月30日から4月7日に開催の、事業費2,085万1,293円のうち、30年度が町の921万1,293円、県が860万円、31年度が町が214万円、県が90万円であった。来場者数は1万8,150人ですという回答でありました。

次に、住宅使用料の収入未済額4,652万388円の内訳と、延滞金の取扱状況はの問いに対しては、内訳については、改良住宅の使用料現年分143万9,200円、町営住宅使用料現年分139万1,400円、滞納繰越分が町営住宅、改良住宅合わせて4,339万2,986円、その他水道料及び使用料29万6,802円。また、延滞金については現在徴収していないが、譲渡事業もあるので今後検討するという回答でありました。

次に、町の借地料を一括管理する考えはの問いに対しては、町で一定の基準により借りる必要があると考えるが、予算執行は各部署のほうがよいと考える。過去からの経緯もあるので、よく検討したいという回答でありました。

次に、雑入の収入未済額42万7,681円の内容はの問いに対しては、過去に改良住宅を強制撤去させた際に、清掃等を町が代執行した分が未納として残っているという回答でありました。

次に、国際学習会館費の負担金及び交付金の不用額150万円の内容はの問いに対しては、養老町国際化推進会議が日独交流事業において、業者バスの代わりに町のバスを使用したり、バート・ゾーデン市長夫妻が仕事の都合で欠席したことにより宿泊費等が不用となったためという回答でありました。

次に、学校・家庭・地域連携協力推進事業費の不用額の要因はの問いに対しては、独

り親や生活保護家庭での自主学習困難な児童・生徒の学習支援であるスマイルゲンちゃん学習会において、学習支援員の欠席や年度末のコロナの影響により開催できなかったことから謝礼等が不用となったためという回答でありました。

次に、留守家庭児童教室の指導員の人数と離職率はの問いに対しては、9月1日現在で指導員は32名、うち有資格者が21名。指導員の離職率は低く、経験年数が15年となる職員もいるという回答でありました。

次に、小学校管理事務の不用額1,318万円の要因はの問いに対しては、3月2日から学校休業に伴い、光熱費が477万円、また臨時職員、特に給食調理員の必要数を確保することが難しく、賃金628万円が不用となっているという回答でありました。

次に、特別会計について御報告いたします。

認定第3号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

資格証明書及び短期証の交付件数はの問いに対しては、資格者証は昨年10月以降発行していない。短期被保険者証は令和2年9月1日現在、176世帯309名。内訳としては、1か月証が81世帯133人、3か月証が48世帯71人、6か月証が47世帯105人という回答でありました。

次に、差押えの実績は。また、コロナに関する減免実績はの問いに対しては、差押えの実績については、不動産1件、国税還付金5件、給与1件、年金3件、預貯金6件、生命保険6件、計22件、換価金額193万4,735円です。コロナに関する減免に関しては、8月末現在、申請4件、許可3件で、減免額は34万8,100円です。なお、猶予に関しては、許可17件188万4,900円ですという回答でありました。

次に、算定方式の見直しの検討状況はの問いに対しては、現在、当町の賦課方式は4方式ですが、県内の状況として4方式が13市町村、3方式が27市町村へ増加し、県の納付金算定においても3方式をしているため、引き続き運営協議会に諮り検討していきたいという回答でありました。

次に、認定第4号 令和元年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第5号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

新食肉基幹市場の進捗状況はの問いに対しては、庁舎内では最終的な有力候補地が決まり、用地取得等に関する庁内を横断したチームをつくり進めている。庁外では整備促進協議会の議論も進んでいる。なお、候補地はまだ公表できないという回答でありました。

次に、認定第6号 令和元年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

滞納金額5,948万円ほどの内容はこの問いに対しては、滞納者数は27件あり、内訳は分納誓約が16件、時効援用待ち9件、弁護士交渉中2件。時効援用の2,000万円は国の助成金の対象外となり、このままいくと不納欠損になるという回答でありました。

なお、令和4年度にこの特別会計が終了するまでに、きちっと整理されるよう要望しましたとの要望がありました。

次に、認定第7号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

委託料の不用額160万円ほどの要因はこの問いに対しては、令和2年4月から公共下水道事業は特別会計から公営企業会計へ移行したため、令和元年度の委託料については年度内に支払いできないものは令和2年度の会計に未払金として引き継がれているという回答でありました。

次に、起債の償還状況はこの問いに対しては、令和元年度元利償還費約2億970万円です。なお、令和3年度に雨水処理事業を計画しているので、元利償還の算定が変更するものと考えられるという回答でありました。

次に、負担金の不納欠損1,191万2,000円の内訳はこの問いに対しては、公共ます設置のために必要な受益者負担金で、平成12年から平成24年までの計54件分です。なお、その負担金の不納欠損については今回が最終となるという回答でありました。

次に、認定第8号 令和元年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

過年度の使用料の徴収状況はこの問いに対しては、納付のない方には、督促や催告等を行い、収納率の向上に努めたり、納付を促すため個別に分納誓約等を実施しているという回答でありました。

次に、認定第9号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

介護保険料滞納者へのサービスの状況はこの問いに対しては、滞納者は介護サービスを受けられないため、分納誓約を結び、介護サービスを受けてもらっているという回答でありました。

次に、総合事業の受皿となる事業所の見解はこの問いに対しては、現在、社会福祉協議会と協議しており、移動支援、買物支援を考えているという回答でありました。

次に、昨年の介護報酬の改定による当町のサービスメニューの増減はこの問いに対しては、昨年に比べ居宅介護給付費が3.42ポイント増え、予防サービス費が15.78ポイント増えているが、介護職員の処遇改善加算の改定による影響だと考えているという回答でありました。

次に、地域包括支援センターの認知症対策としての実績はこの問いに対しては、認知症予防教室として、「キラリ！脳活教室」は12回開催し、男性2名、女性16名が参加し、

「脳活リーダー研修」は8回開催し、男性3名、女性11名が参加し、「足のいきいき教室」は12回開催し、男性3名、女性17名が参加し、「まるごと介護予防教室」は8回開催し、男性1名、女性19名が参加したという回答でありました。

次に、第7期の介護保険料改定により、当町は県内6番目に高い保険料となっているが、8期に臨む姿勢はの問いに対しては、第7期では小規模タノウキ型居宅介護の建設が予定されており、保険料が上昇したが、この4月から介護医療院が西美濃厚生病院で開所されたので、その給付と併せてどうなるか検討するという回答でありました。

次に、任意事業の不用額97万円ほどの要因はの問いに対しては、生活介護用品のおむつの助成が552名見込んでいたが、実績450名であったためという回答でありました。

次に、認定第10号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第11号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託された合計10件の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑、討論を経て採決の結果、認定第2号から認定第11号までの10議案は挙手全員により、それぞれの原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の審査の経過並びに結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次、討論及び採決を行います。

最初に、日程第3、認定第2号 令和元年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第４、認定第３号 令和元年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第５、認定第４号 令和元年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第６、認定第５号 令和元年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第７、認定第６号 令和元年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳

出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第7号 令和元年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、認定第8号 令和元年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第9号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第10号 令和元年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第11号 令和元年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第13、議案第39号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第48号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の8議案を一括議題といたします。

この議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査され

ましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会報告をいたします。

去る9月11日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正3件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算3件の合計6件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第39号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてにしましては、1. 1日当たり3,000円または4,000円という額の根拠はの問いに対して、国の改正人事院規則に準じて金額を定めたとの回答でした。

2. 適用日を4月1日とした理由はの問いに対して、令和元年度中に対象となる業務に従事した職員がいなかったこともあるが、県内のほかの自治体の多くが4月1日を施行日としていることを受けて、当町においてもそれに合わせたとの回答でした。

3. 深夜や時間外に対応することとなった場合の定めはの問いに対して、勤務した時間が日をまたぐ場合は、勤務時間の主たる時間を占める日を業務に従事した日と捉えて、3,000円または4,000円を支給するとの回答でした。

4. 4月1日以降の該当者数はの問いに対して、該当は1件で、金額は3,000円の支給対象業務との回答でした。

次に、議案第40号 養老町税条例の一部を改正する条例についてにしましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第41号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてにしましては、1. 県内で中核市に該当する市町村はの問いに対して、岐阜市のみとの回答でした。

次に、議案第45号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第4号）にしましては、まず初めに、款1 議会費。1. 議会映像リアルタイム・録画配信システムの内容と導入の目的はの問いに対して、内容については、現在の設備で生放送できるよう、配信用パソコンとソフトウェア、ミキサーを導入するもの。当初の導入の目的としては、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合に傍聴席に入らずとも議会をリアルタイムに視聴できるようにという目的であるが、終息後においても、我が町ふるさとのことを全国に情報発信することができるとの回答でした。

2. 今回のパソコンと昨年度購入したパソコンとの違いはの問いに対して、今回のパソコンは事務局が生放送の配信作業に使用するもので、昨年度購入したパソコンは議員が情報収集などに使用するものとの回答でした。

次に、款 2 総務費。3. 戸籍住民基本台帳費のコンビニ交付サービスの導入について、対象となるコンビニの範囲と証明書の種類はの問いに対して、全国の 5 万 5,000 店舗以上あるコンビニ及び一部のスーパーで利用可能となる。証明書の種類は現在の自動交付機と同じとの回答でした。

4. 戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカードの普及に必要な備品の中身はの問いに対して、窓口のタッチパネル及びカードリーダーとの回答でした。

5. ふるさと納税について、臨時職員の人件費が計上されており、町長は 10 億を目指すというが職員の見解はの問いに対して、今年度は、寄附者管理システムの導入と証明書発送業務及び特例申告申請書受付業務の軽減を図るため封入封函機を導入し、事務の軽減を図っていく。これらの機器の導入により、今まで以上に寄附者や返礼品の分析が容易になり、また詳細に把握ができるようになるなど、業者委託では対応が困難であった書類の発送も実現可能となる。寄附申込みから税控除手続きまでをしっかりとフォローすることにより、リピート率の向上を図っていききたいとの回答でした。

6. 選挙管理委員会費の期日前投票システムの内容はの問いに対して、期日前投票システムを導入することで、期日前投票に見えた住民を入場券に印字されたバーコードでスキャンして読み取ることができるほか、宣誓書が入場券に印刷されるため、事前に自宅で御記入いただけることから、投票にかかる時間が軽減され、3 密を回避することができることから、期日前投票システムの整備を行うものとの回答でした。

7. 期日前投票システムによる費用対効果はの問いに対して、事務従事に当たる職員を 1 から 2 名削減できると思っているとの回答でした。

8. 働き方改革推進事業の具体的内容はの問いに対して、今回新しいグループウェアを構築するに当たり、全庁的に職員のテレワークに対応できるシステムの構築をする。また、RPA の導入については、単純作業についてシステムを自動化することで職員の効率を上げるとの回答でした。

9. RPA で導入するシステムの予算額はの問いに対して、予算額は 88 万円。内容は訪問研修費、オンライン研修費、導入業務選定支援費、プロジェクト管理費などとの回答でした。

10. 大型検温アラームシステム購入に伴い、熱がある方への対応方法はの問いに対して、一定以上の発熱がある方には光とアラームで周知するとともに、明らかに具合の悪い方は、なるべく早くお帰りいただくようにするとの回答でした。

次に、款 3 民生費。11. 障害者団体等にマスクの製作を依頼するという件について、依頼先と需要の把握方法はの問いに対しては、依頼先は養老福祉作業所などを予定している。需要については、町が関係している福祉施設団体に確認済みであるとの回答でした。

12. 日吉こども園の改修工事の内容はの問いに対して、令和 4 年 4 月から南園舎で新

型コロナ感染症対策として、密にならずに3歳児の保育ができるようにするため、壁を取り払い、図書室を広くして同じ広さの教室を2つ造るとの回答でした。

13. 小規模保育所の10か月より入所受入れをする考えはの問いに対して、今回予定している小規模保育所は民間の事業所であるため、今後の打合せの上で協議していくが、10か月よりは早い段階で受け入れてもらえるものと考えているとの回答でした。

14. 小規模保育所の事業者名はの問いに対して、しんわ株式会社。なお、開設場所は大坪地内を予定しているとの回答でした。

15. ファミリーサポートセンターの委託先と運営形態はの問いに対して、委託先は、子育て支援いちごが今年度中にNPO法人に移行するため、そちらに委託する予定をしている。運営形態としては、会員同士の連絡調整や事前登録をファミリーサポートセンターの事務所で行う。なお、事務所は養老保育園の一室を予定しているとの回答でした。

16. ファミリーサポートで事故があった場合の補償関係はの問いに対して、個人同士の契約なので必ず保険に入ってもらいたい。個人同士で解決してもらおうとの回答でした。

17. ファミリーサポートに関する国の補助は。また、利用料金の設定はの問いに対して、事業主体はあくまで町であるため、国の補助は受けられる。また、料金に関しては要綱で決め、1時間700円程度を予定しているとの回答でした。

次に、款4衛生費。18. ロタウイルス感染症予防接種の種類と内訳はの問いに対して、ロタウイルスワクチンにはロタリックスとロタテックの2種類あり、ほとんどの医療機関はロタリックスを使用しているため、ロタリックスを48人分とロタテックを6人分との回答でした。なお、4月から7月生まれについても町が後づけでの補填を検討してほしいとの要望がありました。

次に、款9消防費。19. 防災備蓄倉庫の備品の内容はの問いに対して、主な備品としては、非接触型顔認証検温器、給水栓一体型給水タンク、応急給水栓、ホース、発電機。なお、給水栓一体型給水タンクについては本部倉庫に1台、応急給水栓については各備蓄倉庫に1台ずつ、計12台を整備する予定との回答でした。

次に、款10教育費。20. 高校生・大学生等就学応援給付金1人2万円について、周知方法と手続方法はの問いに対して、周知方法については、10月号広報に折り込んでお知らせと申請書を全世帯に配付する予定である。また、町外にも広く周知する方法として、ホームページはもとより検討したい。手続方法としては、申請書と添付書類として6月1日以降の在学証明書と振込先の分かるものを提出する。申請期限は12月25日を予定。なお、給付申請者は基本的に保護者で、また学生本人の申請も受付させていただくが、20歳未満の場合は保護者の方に申請書を出していただきたいとの回答でした。

21. 高校生・大学生等就学応援給付金について、大学生などの範囲はの問いに対して、大学、短大、高等専門学校の4年生以上の方、専修学校での高等課程・一般過程、専門学校、各種学校。なお、資格取得のための学校に通っている方は対象から省いていると

の回答でした。

22. 小・中学校のW i - F i ルーターを貸し出す基準は。また、有害・悪質サイトの遮断方法はこの問いに対して、貸出用のW i - F i ルーターについては、低所得者世帯の方を対象にということで基準を設けている。有害等の遮断方法については、ルーターを購入する際に検討していきたいとの回答でした。

23. 修学旅行の予算がついているが、見通しはこの問いに対して、県の方針を受け、町内の学校については基本的に日帰りで実施ということで進んでいるとの回答でした。

24. 修学旅行へのG o T o キャンペーンの適用と保護者負担はこの問いに対して、保護者にとって宿泊費が大きな負担であるため、日帰りだと少なくなるが、本来であれば支払わなくてもよいバスの増便分を補助していこうと考えている。G o T o キャンペーンは目的地の食事など、各学校で検討しているとの回答でした。

25. 中央公民館のサテライトオフィス化事業の内容はこの問いに対して、委託料として、主に基幹系の住民情報が入るパソコンを中央公民館でも見られるように整備する。備品購入費として、テーブル、椅子、電源タップ、ホワイトボードを購入するとの回答でした。

26. 日吉公民館のエレベーターの設置についての議論はこの問いに対して、地域の活動拠点になっており、バリアフリー化も必要だろうということで、内部で十分に検討した。予算額も大分膨れているため、内容を十分に精査しながら進めたいとの回答でした。

27. 他の公民館にもエレベーターを設置する検討はこの問いに対して、高田公民館についても議論をしたが、日吉は数年前から要望が出ているため、優先順位の中で日吉からとさせていただいた。なお、高田地区にはほかに利用できる施設もあるため、やるやらないも含めて今後検討したいとの回答でした。

28. 文化財アーカイブの改修とコロナ対策との関連性はこの問いに対して、国からコロナ後の地域の文化芸術の分野で発信していくよう事例が示されており、生涯学習課では重要な事業として位置づけているとの回答でした。

29. デジタル技術ウォーキング普及事業のアプリ開発が200万円減となった見解はこの問いに対して、岐阜大学と包括連携協定を結び、学校側と協議していく中で、コロナで学生が来られない状況のため、実施できないということであった。今後は民間のアプリ等を活用して進めていきたいとの回答でした。

30. 町民会館費の大型検温アラームシステムの設置場所は。また、録画機能の有無はこの問いに対して、基本的にイベントで活用する予定であるが、定時は図書館で使いたい。録画機能については、追加は可能であるが、今回はつけていないとの回答でした。

なお、報告すべき事項として、議会のI T化については、議会運営委員会、議会改革特別委員会で協議してきた蓄積があるため、予算の執行に当たっては両委員会としっかり協議しながら進めてもらいたいとの指摘がありました。

次に、議案第46号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関しましては、1. 特定健診の予算を軽減する理由はの問いに対して、今年を受診勧奨の開始時期が遅れ、実施ができなくなったためとの回答でした。

次に、議案第48号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正3件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算3件の合計6件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長の答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分からにいたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

ここで、長澤決算特別委員長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

長澤決算特別委員長。

○決算特別委員長（長澤龍夫君） 先ほど、認定第9号 令和元年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の中の、「第7期では小規模多機能型居宅介護の建設」というのがありますが、私間違えまして「小規模タノウキ型」と読んでしまいました。ここで訂正しますのでよろしくお願いします。

新たにもう一度読み上げますが、第7期では小規模多機能型居宅介護の建設が予定されており、保険料が上昇したが、この4月から介護医療院が西美濃厚生病院で開所されたので、その給付と併せてどうなるか検討するとの回答であるということでございます。以上です。

○議長（吉田太郎君） 次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会より報告を申し上げます。

去る9月11日、各委員及び執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託をされました令和2年度特別会計の繰入れの変更1件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算2件の合計3件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告をいたします。

まず、議案第44号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてに関してであります。

1番目、451万3,000円の増額の内容はの問いに対しましては、新型コロナの影響により、牛、豚の屠畜頭数が減ったため、使用料の減少分を見込んでコロナ対策として実施するものとの回答でございました。

次に、議案第45号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第4号）に関してでございます。

初めに、款2総務費では、1つ、希望のヒカリ事業1,750万円の内訳はの問いに対して、総事業費1,750万円のうち、500万は事業に賛同いただける方から寄附を頂く予定で、残りは町の持ち出しとの回答でございました。

次に、款6農林水産業費。猿捕獲用のおり購入の内訳はの問いに対しまして、町でおり3基を購入し、必要な地区に貸し出す。なお、捕獲した猿については、有害鳥獣として猟友会に処理をお願いするとの回答でございました。

また、有害鳥獣駆除のくくりわなの数量はの問いに対しましては、50個であるとの回答でございました。

また、森林整備事業調査推進事業費について、具体的な内容はの問いに対しましては、放置されている森林を少なくするため、モデル地区として若宮地区を想定し、林業経営者に続けるか、再委託をされるかを調査するもの。また、調査後の対応については、林業をやられる方は少ないと思われますので、森林組合等で適正に管理をしていただくようお願いをするとの回答でした。

また、花いっぱい応援事業について、鉢花や寄せ植えの配布方法は。また、町内の花卉生産農家の軒数はの問いに対しましては、コロナ対策として、町で買って無償で配布する。なお、公共施設、医療機関、介護施設はある程度数を拾っており、店舗としては養老公園周辺を想定している。また、町内の花卉園芸組合は2軒との回答でございました。

次に、款7商工費、移動スーパー事業805万円の事業者の選定方法はの問いに対しまして、公募型プロポーザルで募集をかける予定との回答でした。

また、オンライン肉まつりと通常の肉まつりの事業費の差はの問いに対しましては、オンライン版は2,275万2,000円、リアル版は2,100万円であるため、差額は175万2,000円。なお、リアル版は店舗を造る費用が主になるが、オンライン版はZ o o m等で双方向の通信を使ったイベントを実施するものであり、食肉の販売促進の一部助成も含んで

いるとの回答でございました。

また、オンライン肉まっりの参加業者数はこの問いに対しましては、募集は町内に限って一般にかけさせていただくので件数は分からないが、賛同されるところにお声がけしたいとの回答でございました。

また、インキュベーション促進事業の内容はこの問いに対しましては、内容といたしましては、空き家、空き店舗を取得または賃貸し、必要な改修を実施した上で、新規起業するために必要な経費の一部を助成するもの。補助率は2分の1、上限300万円。2件を予定しているとの回答でございました。

また、Back to the YORO事業について、町外から養老町へ来て飲食した人の確認方法は。また、地域商品券の補助率はこの問いに対しましては、確認方法については、例えば免許証や住民票の写しを考えている。地域商品券については、飲食代金等5,000円以上1万円未満の方には5,000円分、1万円以上の方には1万円分の地域商品券を配付するとの回答でございました。

また、Back to the YORO事業のPR方法はこの問いに対しましては、落札事業者より広報の提案をいただき、よりよい周知の方法を考えたいとの回答でございました。

また、Back to the YORO事業について、イートインかテークアウトかの考え方はこの問いに対しましては、イートインでもテークアウトでもよいが、日用品では意味合いが違いうため、何を買ったのかレシートを提示してもらい判断したいとの回答でございました。

また、Back to the YORO事業について、地域商品券の受け取り方法はこの問いに対しまして、申請書と身分証明書、領収書等を提示してもらい、役場から折り返し郵送するとの回答でございました。

次に、議案第47号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました令和2年度特別会計の繰入れの変更1件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算2件の合計3件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもって、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員からの経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ただいまの委員長報告に対して、2つの事業について質疑をいたしたいと思います。

議案第45号の令和2年度養老町一般会計補正予算の款7商工費の関係ですが、説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業、移動スーパーの805万円の予算計上についてですが、ただいま説明ではプロポーザル方式で募集をかける予定と説明がございましたが、町内の業者あるいは団体への働きかけはなされるのか。現在は承知しておりませんが、以前商工会で交通弱者に対しての買物支援事業等を企画実施された経緯がございますが、現状は分かりませんけれども、そういう動きがございました。

それから2点目としては、事業者選定について地元事業者を望むんですが、その辺の意見があったのか。

3点目としては、この事業継続年限について、最低でも何年とかいう営業の縛りがあったのか、この辺の質疑、議論はあったのかということと、4点目としては、運営方法について全町域が対象になるのか、また1週間に定時定点として移動スーパーを運営するのか具体的な質疑はあったのかという、これが事業として1点と、次の事業として、説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業オンライン肉まつり事業について、2,275万2,000円の予算計上がございますが、このことは養老改元1300年祭を一過性に終わらせないために、効果の高いと考えられる事業をブラッシュアップしてということで、ネクスト100プロジェクト事業の中で肉まつりが採用されております。今年度はコロナ禍で、事業形態を余儀なく変更されるわけですが、ただいまの報告ではZ o o m等で双方向の通信を使ったイベントを実施するというようなことで、一般論としては事業費がIT活用をすれば経費はもっと安くなるのではないのかなあという点と、それからこの事業費の中に食肉の販売促進の一部助成も含んでいるとのことでしたが、具体的な数値は提示はあったのか。以上の点について質疑いたします。

○議長（吉田太郎君） 産業建設委員会委員長。

○産業建設委員長（大橋三男君） まず1点目のプロポーザル方式の事業者募集でございますが、これにつきましては、商工会とか社会福祉協議会、特に働きかけはなかったということで、予算策定に当たって弊社の見積りを取っているという説明はございました。

2番目の事業者選定についての地元業者、これにつきましては特に質疑はありませんでした。

3番目の事業継続年限、最低でも何年ということにつきましても特に質疑はありませんでしたが、コロナ対策事業は今年度内の事業であるという説明はございました。

4番目につきましては、どのような事業展開というような質問かと思われますが、報告のとおりでございまして、ほかに特に質疑はございませんでした。

オンライン肉まつりの事業については、先ほど申しましたとおり、報告のとおりでござい

ざいます。

○議長（吉田太郎君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第13、議案第39号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告どおり可決されました。

次に、日程第14、議案第40号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告どおり可決されました。

次に、日程第15、議案第41号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第44号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第45号 令和2年度養老町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第46号 令和2年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第47号 令和2年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第48号 令和2年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第21、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読お願いします。

○議会事務局書記（稲川諭実彦君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の朗読をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今

後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

１．地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

２．地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

３．令和２年度、地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税をはじめ弾力的に対応すること。

４．税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

５．特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年９月18日、岐阜県養老郡養老町議会議長 吉田太郎。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

以上で、意見書の朗読を終わります。

○議長（吉田太郎君） この意見書は、議員全員からの発議ですので、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認め、ただいまのとおり採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第22、発議第２号 新型コロナウイルス感染症に係る

新たな支援制度の創設を求める意見書についての議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局が朗読いたします。

○**議会事務局書記（稲川諭実彦君）** 新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書に関する朗読をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、医療機関は、その対応に奔走し、介護施設、介護事業所（以下「介護施設等」という。）は、感染におびえながら介護を提供している。こうした中、多くの医療機関では、患者が感染を恐れ、外来の受診を控えたことにより、患者数が減少するとともに、介護施設等でも、感染を恐れた利用者及び新規利用者の減少が起きている。また、感染症患者受入れ医療機関では、感染者のための専用病床の確保、医師及び看護師等の特別勤務体制を整えたことから、入院患者の受入れが減少するとともに、手術、検査、健康診断の先延ばし等が起きている。

これらのことにより、医療機関及び介護施設等の収入が大幅に減少し、厳しい経営を強いられている。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響から医療機関及び介護施設等を守り、安全・安心な医療、介護を維持するため、下記事項について至急対応されるよう強く求める。

1. 医療機関及び介護施設等の事業の継続に資する新たな支援制度を創設すること。
 2. 医療機関及び介護施設等で働く人々の雇用の安定が確保できるよう手だてを取る
- こと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日、岐阜県養老郡養老町議会議長 吉田太郎。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上で意見書の朗読を終わります。

○**議長（吉田太郎君）** この意見書は、議員全員からの発議ですので、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（吉田太郎君）** 異議なしと認め、ただいまのとおり採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**議長（吉田太郎君）** 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○**議長（吉田太郎君）** 次に、日程第23、発議第3号 議員の派遣についてを議題といた

します。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合は、その決定については議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。

また、この第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について議会運営委員会に、第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査研究については議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会改革特別委員会の所管事務調査について、継続して調

査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君）　これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和２年第３回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間にわたって御苦労さまでした。

（閉会時間　午前11時14分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和２年９月18日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 小 寺 光 信

議 員 北 倉 義 博